



都公委(警 訟 訟1)第2799号
令和5年4月10日

審査請求人 特定非営利活動法人
情報公開市民センター
上記代表者 理事長 新海 聡 殿

東京都公安委員会



弁明書(副本)の送付及び反論書等の提出について

あなたが当公安委員会に対して令和5年2月6日に提起した令和4年11月4日付け公文書非開示決定の取消しを求める審査請求について、行政不服審査法の規定により、別添のとおり弁明書(副本)を送付します。

また、同法の規定により弁明書(副本)に記載された事項に対する反論を記載した書面(反論書正副2通)を提出する場合又は証拠書類若しくは証拠物を提出する場合には、令和5年4月26日(郵送の場合は当日消印まで有効)までに、当公安委員会(警視庁警務部訟務課経由)に提出してください。
(弁明書に対する反論をしない場合又は証拠書類若しくは証拠物がない場合には、反論書等を提出する必要はありません。)

なお、今後、審査請求に係る審理手続が終結し、裁決がされた際には、あなたに対して、審理手続が終結した旨の通知の送付及び裁決書謄本の送達が、それぞれ行われます。

反論書等を郵送する場合の送付先

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

警視庁警務部訟務課

(反論書在中)

副 本



監 備 備 1. 管 2 第 2 0 4 5 号
令 和 5 年 4 月 4 日

東 京 都 公 安 委 員 会 殿

処 分 庁
警 視 総 監



弁 明 書

1 事件の表示

審査請求人特定非営利活動法人情報公開市民センター理事長新海聡氏が令和5年2月6日に提起した、公文書非開示決定（令和4年11月4日付監. 総. 文. 情第5331号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求

2 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 処分の内容及び理由

(1) 処分庁は、令和4年10月25日、審査請求人による、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」を

警視総監 監. 総. 文. 情第732号 平成27年2月25日 一部開示決定通知書の対象となった「ビートルズ来日に伴う警備」を作成編集するにあたって使用した、および使用しなかった、警視庁が撮影した元のフィルム

とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受け付けた。

(2) 処分庁は、令和4年11月2日、本件開示請求に対し、「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」を

本件開示請求に係る公文書は、保有しておらず、存在しません。

とする本件処分を行い、同月4日付けで審査請求人に通知した。

4 本件審査請求に対する意見等

(1) 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、過去の開示請求において処分庁によりDVDにて開示された編集済フィルム「ビートルズ来日に伴う警備」について、

DVDによって開示された映像は、1966年6月～7月3日までの間に16ミリフィルムによって撮影されたものであり、本DVDはこれを編集し、デジタル化したものであることは明らかとなった。

したがって、1966年に処分庁が撮影した元の16ミリフィルム（以下「元フィルム」という。）も東京都の公文書であったことになる。

元フィルムの存在については、処分庁によればビートルズ動画は前回請求時には編集済フィルムしか残っていなかったとのことであったが、元フィルムについての公文書の廃棄記録の開示を求めたところ、破棄した記録が不存在との処分を得た。

しかし、元フィルムも公文書である以上、廃棄についての適切な手続きが求められ、これを記録した公文書が存在するはずである。しかし、かかる公文書が存在しない以上、実際は現在も元のフィルムは処分庁が保有していると考えざるを得ない。

等と主張し、本件処分の取り消しを求めている。



(2) 審査請求に対する意見

処分庁が行った一部開示決定（平成27年2月25日付監. 総. 文. 情第732号）の元となった平成27年2月10日付けの開示請求において、開示請求に係る公文書である「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」を検索したところ、編集済みのフィルムである「ビートルズ来日に伴う警備」のみが存在していたことから、同フィルムを対象公文書と特定して一部開示決定したものであり、元フィルムについては存在を確認できなかった。

また、本件開示請求を受け付けた令和4年10月25日時点及び本件審査請求を受け付けた時点において、改めて元フィルムを検索したが存在を確認できなかった。

なお、処分庁では、公文書を廃棄する場合は、公文書廃棄票を作成しなければならないとされているが、元フィルムについての公文書廃棄票を検索するも存在を確認できないため、現に保有していないことから存在せず、また、元フィルムが作成された当時から相当の年月が経過しており、元フィルムが公文書として取り扱われていたか否かを確認できる記録も存在しない。

したがって、処分庁が行った本件処分は適正かつ妥当なものである。